

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構
教養教育高度化戦略会議規則

平成23年7月21日制定

(目的)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構規則第3条第2項の規定に基づき、教養教育高度化戦略会議（以下「戦略会議」という。）に関し、必要な事項について定める。

(任務)

第2条 戦略会議は、教養教育高度化機構（以下「高度化機構」という。）の運営の全体方針に関する次の各号に掲げる事項について審議、決定し、前期部会、後期学科及び専攻の枠組みを越えて研究科・学部として取り組むべき教育プログラムを企画する。

- (1) 高度化機構の任務及び全体計画の策定
- (2) 部門の改廃等組織に関する検討及び決定
- (3) 各部門の年度毎の事業実績の評価及び事業計画の審査
- (4) 予算の検討及び決定
- (5) その他高度化機構の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、研究科長をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教員の副研究科長2名
 - (2) 高度化機構長
 - (3) 高度化機構執行委員会委員1名
 - (4) 研究科長が必要と認める教員若干名
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務部教務課において処理する。ただし、高度化機構の予算の検討については事務部経理課を主管とする。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、戦略会議の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月21日から施行する。
- 2 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構運営委員会規則（平成22年4月1日）は、廃止する。
- 3 この規則の施行によって最初に任命される委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。